

社会生活基本調査にご協力ください

問い合わせ 県統計課 ☎082-513-2533

総務省統計局（広島県）では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。この調査は、わたしたちが1日のうちどのくらいの時間を仕事や家事、地域での活動などに費やしているか、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかを調査します。

調査結果は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、少子高齢化対策などの各種行政施策の基礎資料として利用されます。

調査対象は、統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約9万世帯（10歳以上の世帯員約20万人）です。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

なお、調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されますので、安心してご記入ください。



年金のはなし

No. 239

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-5355-1505
保険介護課 ☎2141

後納制度を利用すると、年金額アップまたは年金受給資格を得られる可能性があります。この機会にぜひ後納制度をご利用ください。

後納制度について

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、平成30年9月までに申し込みをすると国民年金保険料を納めることができます。

※ 過去5年以内とは、納めようとする月前5年以内の期間です。

(例) 未納が平成23年9月分の場合
↓平成28年9月末まで納付できます。

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

- ・年金受給資格が得られる可能性があります。
- ・将来受け取る年金額が増額します。

※ 1月分の後納保険料を納付すると、年額で約1、600円増額します。(平成28年度時点)

ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか、任意加入中に納め忘れがある方
- ③ 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格が無く、任意加入中の方

※ 60歳以上の方で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みません。

申し込みから納付までの手順

○国民年金後納保険料納付申込書に記入の上、広島西年金事務所または保険介護課に提出してください。

※ 年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。

○年金事務所へ申込書の審査、承認を行い、承認後に通知書、納付書などを送付します。

○納付書により金融機関などで保険料を納めます。

※ 市役所や年金事務所では納めることはできません。

申し込みのとき注意点

・過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額が付きます。

・後納が可能な期間のうち、最も古いものから納めていただきます。

・納付可能期間について審査、承認するまで時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお申し込みください。

・一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。

・国民年金の「第3号被保険者」から「第1号被保険者」への切り替え手続きが2年以上遅れたことによる未納期間は、後納制度を利用できません。

・全額免除や一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けている期間は後納制度を利用できません。